

# 公報

## 主要目次

○那覇中央電信局組織規程の一部を改正する規則	1
○施行飲料税法施行規則	1
○那覇商港區整理等に關する規則	2
○裁判所規則	2
○琉球長裁判所公文方式規則	2
○琉球上訴裁判所事務局設置規則	3
○巡回裁判所書記室設置規則	3
○治安裁判所書記室設置規則	4
○告示	4
○金十九無線電信取扱所の廢止	4
○中央選舉委員會告示	4
○立法院議員特別選舉	4
○財政局告示	4
○納稅證書の貼付又は證印の押捺を省略する規程	4
○稅關告示	4
○貨物の船積卸指定地並びに船舶と陸地との交通指定地	4
○告知(郵政局)	4
○亡失郵便物	4
○告示(催告)	4
○失踪に關する届出の催告	4
○登記公告	4
○商業登記	4

## 規則

### 規則第五號

那覇中央電信局組織規程(警政廳公達才二十二號 一九五一年七月二十七日)の一部を次の通り改正する。

一九五二年七月二十一日

行政府主席 比嘉 秀平

那覇中央電信局組織規程の一部を改正する規則

那覇中央電信局組織規程 一九五一年七月二十七日 郵政廳公達才二十二號)の一部を次の通り改正する。

才一條中「二課」を「三課」に改め、

通信課の次に「國際通信課」を加える

才三條を第四條とし以下一條づゝ繰り

下げ、第二條の次に次の一條を加える

才三條 國際通信課においては左の事務をつかさどる。

一、國際電報の受付配達及び検査に關すること。

一、國際電話の受付に關すること。

一、國際電報電話に關する料金の徵收又は返付に關すること。

一、國際電氣通信設備を運用し及び通信を疎通すること。

一、國際電信電話の通信方式及び國際電報の中継順序について措置すること。

一、國際電報電話の統計報告に關すること。

附 則

この規則は一九五二年六月一日から適用する。

### 規則第六號

し好飲料税法(一九五二年立法第四號)第二十條によりし好飲料税法施行規則を左の通り定める。

一九五二年七月二十一日

行政府主席 比嘉 秀平

嗜好飲料税法施行規則

第一條 嗜好飲料税法(以下法といふ)才八條の規定による申告書は税關にこれを提出しなければならない。

第二條 前項の申告書を提出せず、又は税關長その申告を不相當と認めたとときは、税關長はその数量又は價格を決定しなければならない。

第二條 法第九條第一項に規定するし好飲料の引取りの承認を受けようとする者は、その事由、引取りの日、場所及び数量並びに引取先を記載した申請書を税關に提出しなければならない。

第二條 前項の承認を受けて引取つたし好飲料を引取先に移入したときは引取先の營業者は直ちに移入の日、場所及び数量並びに當該し好飲料を引取つた場所を、税關に申告しなければならない。

第三條 法第九條才三項但書に規定するし好飲料の免除の承認を受けようとする者は、亡失事由及び亡失したし好飲料の種類、数量並びに引取りの日及び場所を記載した申請書を税關に提出しなければならない。

第四條 法第十條の規定によりし好飲料料の軽減又は免除を受けようとする者は、損傷又は亡失の事由及び損

傷又は亡失したし好飲料の種類、数量並びに亡失の場所を記載した申請書を税關に提出しなければならない。

第五條 法第十一條及び法第十二條の規定による擔保の種類は左に掲げるものとする。

一、金銭

二、税關長において確實と認める保證人の保證

三、土地

四、火災保險に附した建物

第六條 前條第二號に規定する保證人の保證をもつて擔保に充てようとするときは、當該保證人の保證を證する書面を、税關に提出しなければならない。

第七條 税關長は、擔保物の價格が減少し、又は保證人の責力がその擔保する税額の納付に堪へないものと認めるときは、擔保の提供又は保證人の變更その他擔保の變更を命ずることが出来る。

第八條 前條の規定により擔保の提供又は保證人の變更その他擔保の變更を命ぜられた者がこれを提供せず又は變更しなかつた場合において、當該擔保が法第十二條に規定するものであるときは、税關長は直ちにその擔保物の價額が徵收擔保額に満たなくなつた部分の金額に相當する税額のし好飲料税を徵收しなければならない。但し、當該擔保が保證人の保證であるときは、徵收擔保額に相當するし好飲料税額を一時に徵收しなければならない。

才九條 税關長は、第十一條の規定によりし好飲料の引取人に對し擔保の提供又はし好飲料の保存を命ずるときは、金額期間及び期限を指定しなければならぬ。

2 税關長は必要があると認めるときは前項の金額、期間及び期限を変更することができる。

才十條 擔保として金銭を提供した者があるときは、税關長は直ちにその金銭を政府保管の手續をしなければならぬ。

2 擔保として土地又は建物を提供した者があるときは、税關長は抵當權の登記を登記所にしよく託しなければならぬ。

第十一條 法第十一條の規定によりし好飲料の保存を命ぜられた者は、保存すべきし好飲料及び保存の方法を定め税關長に申請し承認を受けなければならぬ。

2 税關長は、納税の擔保として保存するし好飲料に封かんを施すことができる。

第十二條 擔保物及び納税の擔保として保存するし好飲料の價格は、特別の規定あるものを除く外、税關長がこれを定める。

2 税關長は納税の擔保として保存するし好飲料が擔保に適しなくなつたと認めるときは、増擔保の提供又は保存し好飲料の變換を命ずることができぬ。

第十三條 擔保を提供し又は納税の擔保としてし好飲料を保存した者は、

税關長の承認を受けた場合に限り擔保の變換をすることができぬ。

第十四條 法第十一條及び法第十二條の規定により擔保を提供させた場合においてし好飲料税が納付済となつたとき、又は法才九條才三項に規定する引取先に移入されたことの證明があつたときは、税關長は直ちに擔保解除の手續をしなければならぬ。

才十五條 法才十三條の規定による公賣の手續に關しては、租稅納納處分の場合における公賣の例による。

才十六條 し好飲料が保税地域内で消費されたときはその消費者は直ちにその消費されたし好飲料について法才八條に規定する申告書を税關に提出し、同時にその税金を納付しなければならぬ。

才十七條 し好飲料が保税地域内で消費又は賣られたときは、その落札者又は競落者は落札又は競賣後、直ちに法才八條に規定する申告書を提出し同時に税金を納付しなければならない。

才十八條 し好飲料を保税地域から引取つた者は、販賣場毎に少くとも引取つたし好飲料の引取先、引取りの日、種類、數量、價格並びにその引取人の住所及び氏名又は名稱を、帳簿に記載しなければならない。

附 則  
才一條 この施行規則は、法施行の日から施行する。

才二條 法附則才二條才二項の規定による申告書は、し好飲料の販賣場所

在地所務務署に提出しなければならない。

規則第七條  
臨時中央政府海峽羣島(琉球列島米國民政府布令才四十七號(一九五一年七月三日)改正二號(一九五二年六月三十日)に基いて那覇商港區畫整理等に關する規則を次のように定める。

一九五二年七月二十一日  
琉球政府行政主席 比嘉 秀平  
那覇商港區畫整理等に關する規則

才一條 臨時中央政府海峽羣島(琉球列島米國民政府布令才四十七號、一九五一年七月三日)に基いて、行政主席が那覇商港(以下商港といふ)地域において區畫整理等を行うときは、この規則の定めるところに依る。

才二條 この規則でいう商港地域とは前條に掲げる布令改正第一號(一九五一年十二月四日)に示す地域をいふ。

第三條 第一條の區畫整理を行う場合は、建物のある土地を區畫整理施行に編入することができる。

第四條 區畫整理の準備のため土地の測量又は調査を行う者は、運輸局長の發行する身分證明書を携行しなければならない。

2 前項の身分證明書は、土地の所有者又は關係人から要求があつた場合はこれを提示しなければならない。

第五條 商港地域内の土地を使用しようとするものは、測量行政官の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする場合は申請書は、運輸局長を経て提出するものとする。

第六條 商港地域内で企業を行わんとする者は、前條才一項の許可を受けずから、企業の免許申請をするものとする。

2 前項の申請をする場合の手續は、前條才二項の規定を準用する。

第七條 第五條の許可又は才六條の企業免許をする場合は、商港地域の區畫整理の施行をさまたげないよう土地の使用について、條件を付すことができる。

第八條 行政主席は、區畫整理施行の爲、必要ある場合は、第五條才一項の許可を取消す事ができる。

2 前項の規定に基いて許可を取消す場合は、その一ヶ月前に土地の使用者に通知をするものとする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、一九五二年七月一日から適用する。

裁判所規則  
琉球上訴裁判所規則第一號琉球民裁判所公文方式規則を次のように定める  
一九五二年七月一日  
琉球上訴裁判所

琉球民裁判所公文方式規則  
第一條 琉球上訴裁判所規則には年月日を記入し、琉球上訴裁判所と記載し、なお、末尾には琉球上訴裁判所

141

首席判事が署名する。

才二條 琉球上訴裁判所規則の公布は公報を以てこれをする。

才三條 琉球上訴裁判所規則は施行期日の定のある場合を除いて公布の日から起算し二十日を経てこれを施行する。

才四條 判事以外の裁判所職員に關する辭令書には年月日を記入し、琉球上訴裁判所と記載する。

附 則

この規則は一九五二年四月一日からこれを施行する。

琉球上訴裁判所首席判事 當間重剛

琉球上訴裁判所規則才二號

琉球上訴裁判所事務局設置規則を次のように定める。

一九五二年七月一日

琉球上訴裁判所

琉球上訴裁判所事務局設置規則

才一條 琉球上訴裁判所の庶務を掌らせるため琉球上訴裁判所(以下上訴裁判所という)に事務局を置く。

第二條(1) 上訴裁判所事務局に事務局長一人を置く。

(2) 上訴裁判所事務局長は上訴裁判所首席判事の監督を受けて上訴裁判所事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

才三條 上訴裁判所事務局に左の課を置く。  
庶務課  
調査課

訟廷課

第四條 庶務課においては左の事務を掌る。

一、上訴裁判所の裁判官會議及び裁判官の庶務に關する事項

二、機密に關する事項

三、官印の管理に關する事項

四、文書の授受發送及び添付並びに公文書類の編さん及び保管に關する事項

五、裁判關係書類の謄寫及び印刷等に關する事項

六、事務局内の總合連絡に關する事項

七、立法院及び行政廳との連絡に關する事項

八、人事に關する事項

九、豫算の編成及び會計、整理に關する事項

十、職員の厚生に關する事項

十一、琉球民裁判所判事會同に關する事項

十二、其他他の課に屬しない事項

才五條 調査課においては左の事務を掌る。

一、法規の調査研究に關する事項

二、裁判所に關する規則の制定に關する事項

三、事件の管理及び裁判所に關する必要な調査に關する事項

四、判例集の編さん刊行に關する事項  
五、通譯及びはん譯に關する事項  
六、圖書の購入その他一般資料の整備に關する事項

七、統計に關する事項

八、裁判所に關する事項の報告報道に關する事項

第六條 訟廷課においては左の事務を掌る。

一、上訴裁判所の事件の受付に關する事項

二、上訴裁判所の裁判書及び訴訟記録等の保存に關する事項

三、上訴裁判所の判例の整備に關する事項

四、裁判所書記官、書記官補、及び廷吏の職務に關する事項

才七條(1) 各課に課長一人、その他の必要な職員を置く。

(2) 課長は上司の命を受けてその課の事務を掌理する。

才八條 事務局長において必要と認めるときは、一の課に屬する事務を適宜他の課において處理させることができる。

附 則

この規則は一九五二年七月一日から施行する。

琉球上訴裁判所首席判事 當間重剛

琉球上訴裁判所規則才三號

巡回裁判所書記室設置規則を次のように定める。

一九五二年七月一日

琉球上訴裁判所

巡回裁判所書記室設置規則

才一條 巡回裁判所の庶務を掌らせるため巡回裁判所に書記室を置く。

才二條(1) 巡回裁判所書記室に首席書記官(書記長)一人を置く。

書記官(書記長)一人を置く。

(2) 首席書記官(書記長)は巡回裁判所首席判事の監督を受けて巡回裁判所書記室の事務を掌理し書記室の職員を監督する。

第三條(1) 巡回裁判所書記室に室付を置き、裁判所書記官、書記官補及び裁判所事務官、事務官補を以てこれに充てる。

(2) 室付は上司の命を受けて書記室の事務を掌理する。

第四條 巡回裁判所書記室の分掌事務については上訴裁判所首席判事の認可を得て巡回裁判所首席判事がこれを定める。

附 則

この規則は一九五二年七月一日から施行する。

琉球上訴裁判所首席判事 當間重剛

琉球上訴裁判所規則第四號

治安裁判所書記室設置規則を次のように定める。

一九五二年七月一日

琉球上訴裁判所

治安裁判所書記室設置規則

才一條 治安裁判所の庶務を掌らせるため治安裁判所に書記室を置く。

才二條 治安裁判所書記室に首席書記官(書記長)一人を置く。

才三條 治安裁判所書記室に室付を置き、治安裁判所書記官、書記官補及び治安裁判所事務官の事務を掌理し書記室の職員を監督する。

第三條 治安裁判所書記室に室付を置く。

第四條 治安裁判所書記室の分掌事務については上訴裁判所首席判事の認可を得て巡回裁判所首席判事がこれを定める。

附 則

この規則は一九五二年七月一日から施行する。

き、裁判所書記官、書記官補及び裁判所事務官事務官補を以てこれに充てる。

室付は上司の命を受けて書記室の事務を掌理する。

第四條 治安裁判所書記室の分掌事務については上訴裁判所首席判事の認可を得て治安裁判所首席判事がこれを定める。

附則 この規則は一九五二年七月一日から施行する。

琉球上訴裁判所首席判事 富間重剛

告示

告示第二十二號

一九五二年七月一日限り次の無線電信取扱所を廃止した。

一九五二年七月十一日

行政主任 比嘉 秀平

名 稱 位 置 事務承継局

傘十九丸無線 奄美商船所 名義中央

電信取扱所 屬金十九 郵便局

(呼出符號) (KSAS)

中央選舉委員會告示

中央選舉委員會告示第七號

琉球政府立法院議員特別選舉を左の通りを行う。

右琉球政府立法院議員選法才五條才三項の規定により告示する。

一九五二年七月十日

琉球中央選舉委員長 許田晋正

一、選舉期日 一九五二年八月二十四日

二、選舉運動開始期日 一九五二年七月二十六日

三、選舉區域 才一選舉區(北部奄美

群島) 笠利村

四、選舉すべき議員數 一人

財政局告示

財政局告示才一號

左記により煙草消費税法才三條但書の承認をなしたから、同法施行規則第二條才二項により告示する。

一九五二年七月十一日

財政局長

記

一、納税済證紙の貼付又は封印の押捺を省略する煙草の種類 兩切巻煙草

二、同 右品名 ソースランド

三、同 右包裝 米國製貳拾本入紙

包封紙に琉球政府

納税済の證を印刷しあり(英文字)

税關告示

税關告示才一號

布令才七十七號税關規則才二十一條に規定する貨物の船積卸の出来る場所並びに明治三十二年法律才六十一號關稅法才二十八條才一項に規定する船舶と陸地と交通の出来る場所を次のように指定する。

一九五二年五月十九日

琉球税關長 眞世山 茂

貨物の船積卸指定地並びに船舶と陸地との交通指定地

那覇港内北岸陸港口突岸から東へ一、

六八〇ヒートの地盤までとする。

告知(郵政局)

亡失郵便物 ナ、八月十三日奄美群島

和泊を出港した才二太平洋丸とりの船の

和泊郵便局差出那覇中央郵便局宛続

種別 差立局名 引受局名 受取人住所氏名 差出人 備考

書留小包 和泊 古里二二 浦添村牧港四連一 徳永スエ

書留通常 和泊 二七 眞和志村ソ邊山城 中村嘉昌 通信局替書

方 中村クボシゲ 中村クボシゲ まはむ六七四

公示催告

失踪に關する届出の催告

伊良部村字長濱一五四番地ノ九

申立人 仲宗根 昌良

同所 同番地

不在者 仲宗根 昌光

右不在者に對し失せり宣告の申立がある

ので不在者は一九五三年一月三十一

日午前十時までに當巡回裁判所に其の

生存の届出をしなければならぬ。其

の届出をしないときは、失せり宣告

を受ける。

右不在者の生死を知る者は前記の期

日までに其の届出をしなければなら

ぬ。

一九五二年七月七日

宮古巡回裁判所

代理判事 玉奇 勇三

失踪に關する届出の催告

本籍及最後の住所

大島郡西方村しの川七百五十四番

地

不在者 菅 謙

如通常行儀を稱する通地津津島島和志村安瀬港において引渡前運送契約者の過失により亡失したが在籍郵便物中書留郵便物は次のとおりである。

受取人住所氏名 差出人 備考

浦添村牧港四連一 徳永スエ

眞和志村ソ邊山城 中村嘉昌 通信局替書

中村クボシゲ 中村クボシゲ まはむ六七四

方 明治二十四年五月十一日生

右の不在者に對し利害關係人昇アギ

り失せり宣告の申立があつたから不在

者は一九五三年一月十五日午前九時

までに當裁判所に生存の届出をされたい

若しその届出をしないと失せり宣告

を受けることになる又不在者の生死を

知つて居る方も右期日までにその届出

をして下さい。

一九五二年七月七日

名瀬巡回裁判所

登記公告

有限会社設立

一、商號 有限会社平永商會

一、本店 那覇市美樂權町七拾壹番

地

一、目的 衣料品、日用雜貨必需品

の輸入前號商品の卸賣及小賣前

各號の事業に附帶する一切の事

業

一、資本の總額 金壹百萬圓也

一、出資窓口の金額 金壹百萬圓也

一、取締役の氏名、住所

那覇三 那覇市四區拾四組

與儀實光 那霸市四區九組  
 平良新二 眞和志村三原區五班  
 久松久雄 那霸市四區八組  
 仲村忠信 那霸市四區拾組  
 一、監査役の氏名住所  
 仲井間宗吉 那霸市松尾區B番拾七  
 右壹九五貳年六月拾六日登記  
 那霸登記所

合資会社設立

一、商號 三興木材合資會社  
 一、本店 那霸市松山町壹丁目貳拾  
 四番地  
 一、目的 民需用木材其他建設用機  
 入資材の販賣

一、社員の氏名住所、出資及責任  
 金貳拾五萬圓也 無限責任  
 照屋 知徳 那霸市拾壹區五組  
 金貳拾五萬圓也 有限責任  
 又吉 昌裕 那霸市七區壹組  
 金貳拾五萬圓也 有限責任  
 照屋 知廣 那霸市拾貳區貳組  
 金貳拾五萬圓也 有限責任  
 饒平名知謙 那霸市拾貳區貳組  
 一、代表社員の氏名 照屋知徳  
 一、存立の時期 設立の日より拾ヶ  
 年  
 右壹九五貳年六月拾七日登記  
 那霸登記所

合資会社變更

商號 合資會社大嶺商會  
 本店 眞和志村榮町區壹班  
 壹九五貳年六月拾五日總社員の同意  
 に依り無限責任社員知念大保は金六  
 萬貳千五百圓也を同新垣善徳は金四

萬貳千五百圓也を有限責任社員知念  
 敏一、同新垣善徳は各々金五萬圓也  
 宛を同新垣善徳は金貳萬圓也を増資  
 し出資額を左記の通り變更す。  
 金拾貳萬五千圓也無限責任 知念敏一  
 金八萬五千圓也 無限責任 新垣善徳  
 金拾萬圓也 有限責任 知念敏一  
 金拾萬圓也 有限責任 新垣善徳  
 金四萬圓也 有限責任 新垣善徳  
 右壹九五貳年六月拾七日登記  
 那霸登記所

株式會社移轉

商號 沖繩工業商會株式會社  
 本店 眞和志村大原區拾六班  
 壹九五貳年六月五日本店を左の地に  
 移轉す  
 本店 那霸市四區拾五組  
 右壹九五貳年六月拾七日登記  
 那霸登記所

株式會社變更

商號 光南藥品株式會社  
 本店 那霸市五區拾貳組  
 取締役任期満了の處壹九五貳年五月  
 貳拾五日株主總會に於て取締役宮城  
 善正は退任し左記の者は再選せられ  
 同日就任した。  
 取締役 眞和志村大原區拾七班 屋嘉 勇  
 取締役 那霸市松尾區C壹五四號 我那覇 隆昌  
 取締役 那霸市松尾區C壹七貳號 玉那覇 正信  
 取締役 眞和志村安里區貳班 平岡 浩

取締役 名護町大南區四班 屋嘉比 康幸

取締役 那霸市拾區拾五組 石川 達篤

監査役任期満了の處壹九五貳年五月  
 貳拾五日株主總會に於て監査役山入  
 端信夫は再選せられ大村政義は選  
 せられ同日就任した。  
 監査役 名護町城區貳班 山入端 信夫  
 監査役 眞和志村宮區貳班 大村 政義  
 右壹九五貳年六月拾七日登記  
 那霸登記所

株式會社設立

一、商號 琉球興發株式會社  
 一、本店 那霸市拾區拾四組  
 一、目的 石炭の採掘加工並に販賣  
 セメントの製造加工並に販賣  
 前各號に附帶する一切の業務  
 其他必要又は有益なる事業に投  
 資  
 一、資本の總額 金貳千萬圓也  
 一、當株の金額 金壹百圓也  
 一、當株に付拂込みたる株金額  
 金壹百圓也  
 一、公告を爲す方法 那霸市に於て  
 發行する沖繩タイムスに掲載し  
 て之を爲す  
 一、取締役の氏名住所  
 山内 卓郎 東京都澁谷區南平合町  
 五拾壹番地  
 松岡 政保 金武村字金武貳區五班  
 久保田盛宏 眞和志村三原區五班  
 又吉 世澤 眞和志村榮町區五班

田村 眞 那霸市壹區貳拾貳組

山田 剛平 東京都澁谷區金王町五  
 番地  
 會社を代表すべき取締役 山内卓郎

一、監査役の氏名住所  
 森 勇 那霸市拾區拾四組  
 曾銘 朝徳 眞和志村三原區貳班  
 富田小次郎 愛知縣寶飯郡蒲郡町大  
 字小江後畑六番地の參  
 右壹九五貳年六月拾九日登記  
 那霸登記所

株式會社變更

商號 東洋商會株式會社  
 本店 眞和志村大道區貳班  
 壹九五貳年六月拾八日錯誤發見に依  
 り取締役比嘉謙三及同松本末一の住  
 所を左記の通り更正す  
 東村字慶佐次七拾九番地 取締役 比嘉謙三  
 東村字平良參百七拾五番地 取締役 松本末一  
 壹九五貳年六月拾八日錯誤發見に依  
 り監査役宮里那三郎の住所を左の通  
 り更正す  
 東村字平良四百九拾六番地  
 取締役候補會平は壹九五貳年參月貳  
 拾五日其の住所を左の地に移轉す。  
 眞和志村大道區貳班  
 右壹九五貳年六月貳拾壹日登記  
 那霸登記所

合資会社變更

商號 合資會社古堅兄弟社  
 本店 那霸市六區拾六組  
 壹九五貳年六月拾五日總社員の同意

194

に因り有限責任社員富川盛成、同知  
念壽は退社し無限責任社員古堅が  
きは金拾萬圓也を増資し持分を左記  
の通り變更す

金貳拾萬圓也 無限責任 古堅永き  
右壹九五貳年六月貳拾四日登記  
那覇登記所

合資會社設立

- 一、商號 合資會社玉城造船所
- 一、本店 儼和志村上之屋西寺原參  
百九拾七番地
- 一、目的 新造、改造、修理及之に  
附帶する事業
- 一、社員の氏名、住所、出資及責任  
金貳拾四萬圓也 無限責任 玉榮光重  
前原地區與那城村屋ケ名區拾壹班  
金貳拾四萬圓也 有限責任 玉榮 繁  
前原地區與那城村屋ケ名區參班  
金貳拾四萬圓也 無限責任 玉榮茂男  
前原地區與那城村屋ケ名區九班  
金貳拾四萬圓也 有限責任 大城清昌  
前原地區與那城村屋ケ名區拾壹班  
金貳拾四萬圓也 無限責任 越來文治  
前原地區具志川村安ケ名區拾貳班  
一、代表社員の氏名 玉榮光重  
一、存立の時期 設立の日より拾ケ  
年

右壹九五貳年六月貳拾六日登記

那覇登記所

合資會社變更

商號 合資會社玉城組  
本店 儼和志村安里貳區七班  
無限責任社員 玉城松榮及有限責任  
社員金城善四郎、同三好徳次の住所

は錯誤に付左記の通り更正す

那覇市五區拾壹組 無限責任 玉城 松榮

那覇市貳區九組 有限責任 金城善四郎

儼和志村松川區六班 有限責任 三好 徳次

右壹九五貳年六月貳拾八日登記

那覇登記所

合資會社設立

- 一、商號 復興林産合資會社
- 一、本店 儼和志村安里壹區貳班
- 一、目的 内外貿易、建築資材卸小  
賣業、製材加工業、木工家具建  
具製作販賣業、右に附帶する一  
切の事業
- 一、企業免許年月日  
壹九五〇年五月壹日
- 一、社員の氏名、住所、出資及責任  
金壹百萬圓也 無限責任 中村榮眞  
儼和志村安里壹區貳班  
金七萬五千圓也 無限責任 中村藤子  
儼和志村安里壹區貳班  
金五萬圓也 有限責任 大城眞榮  
糸滿町眞安良千四百四番地  
金七萬五千圓也 有限責任 中村正子  
糸滿町壹區五班九拾參號

右壹九五貳年六月貳拾八日登記

那覇登記所

株式會社設立

- 一、商號 宜名眞酒醸株式會社
- 一、本店 國頭村宜名眞區壹班
- 一、目的 一、焼酎の醸造販賣

右壹九五貳年六月貳拾八日登記

那覇登記所

株式會社設立

- 一、商號 宜名眞酒醸株式會社
- 一、本店 國頭村宜名眞區壹班
- 一、目的 一、焼酎の醸造販賣

二、右に附帶する事業

一、資本の總額 金四拾萬圓也

一、一株の金額 金四百圓也

一、各株に付き拂込みたる株金額  
金四百圓也

一、公會を爲す方法 沖繩本島に於  
いて發行する主要なる日刊新聞  
並會社の告示板に掲載して之  
を爲す

一、存立時期又は解散の事由  
設立の日より滿貳拾個年

一、取締役の氏名及住所

山入端立盛 國頭村宜名眞區參班

宇良 宗安 同村 同 區四班

宇良 宗五郎 同村 同 區四班

祖堅 方永 同村 同 區貳班

玉城 彌家 同村 同 區四班

玉城 昌榮 同村 同 區五班

宗榮原宗三郎 同村 同 區五班

會社を代表すべき取締役山入端立盛

一、監査役の氏名及住所

上地 寛 國頭村宜名眞區壹班

玉城 彌神 同村 同 區四班

右壹九五貳年六月拾七日登記

名護登記所

合名會社設立

商號 合名會社丸興農工商事  
本店 宮古群島平良市宇西里五百八  
拾五番地

目的 一、黒糖製造業委託輸出業

二、黒糖容器の製造販賣

三、農産物農業者機械の取扱及  
右業務に附帶する業務

設立の年月日 一九五貳七月壹日

代表社員の氏名 與儀善敏

社員の住所、氏名、出資額  
平良市宇西里參百拾九番地

金貳拾萬圓也 與儀 達敏

同 所貳百四拾四番地

金貳拾萬圓也 與那覇武良

下地町宇洲線九百八拾番地

金貳拾萬圓也 與儀 喜文

同 所 同番地

金貳拾萬圓也 與儀 喜三郎

同 所 同番地

金貳拾萬圓也 與儀 喜昇

存立の時期 設立の日より滿貳拾年

一九五貳年七月貳日登記

宮古登記所

合資會社設立

- 一、商號 米島興業合資會社
- 一、本店 久米島具志川村字大田參  
百六拾四番地
- 一、目的 酒造業、農産加工販賣、  
其他之に附帶する事業
- 一、代表社員の氏名 安里哲夫
- 一、社員の住所、氏名、出資種類、價  
格、履行を爲したる部分及責任  
久米島具志川村字大田參百拾五番  
地
- 金參萬圓也全部履行 無限責任
- 久米島具志川村字大田參百拾貳番  
地
- 久米島具志川村字大田參百拾貳番  
地
- 金參萬圓也全部履行 無限責任
- 久米島具志川村字大田參百拾六番  
地

<p>金貳萬圓也全部履行 無限責任 安里 眞榮</p> <p>久米島具志川村字大田千百參拾壹番地 金貳萬圓也全部履行 無限責任 當間 兼義</p> <p>久米島具志川村字大田參百五拾六番地 金貳萬圓也全部履行 無限責任 鳥袋 齊廣</p> <p>久米島具志川村字大田千拾七番地 金貳萬圓也全部履行 無限責任 平良正五郎</p> <p>久米島具志川村字大田參百九番地 金貳萬圓也全部履行 無限責任 田場 清</p> <p>久米島具志川村字大田千百參拾貳番地 金貳萬圓也全部履行 無限責任 當間 幸雄</p> <p>久米島具志川村字仲地六百參拾四番地 金貳萬圓也全部履行 無限責任 吉永 昌由</p> <p>一、存立期間 設立の日より貳拾ヶ年 壹九五貳年七月參日登記 久米島登記所</p> <p>株式会社變更 一、商號 沖繩水産株式会社 二、本店 本部町字谷茶貳拾九番地 取締役社長山川宗道辭任したるに付左の者壹九五貳年六月貳拾壹日就任した。</p>	<p>本部町字谷茶貳八番地 取締役社長 兼元 清順 本部町字谷茶貳拾八番地 専務取締役 與儀 幸雄 監查役任期滿了に付左の者同日就任した 小藤村津眞田區拾四號 監查役 赤嶺 愷英 名護町港區壹班 監查役 比嘉 廉幸 那覇市拾區拾參組 監查役 又吉 嘉保 左の者同日會社を代表すべき取締役社長に就任した 本部町字谷茶貳拾八番地 取締役社長 兼元 清順 右壹九五貳年七月四日登記 本部登記所</p> <p>八重山無盡株式會社變更 昭和貳拾七年七月參日各株に付金貳拾五圓也宛拂込みを精了したるに因り各株に付拂込みたる株金額を金七拾五圓也と變更す 右昭和貳拾七年七月五日登記 八重山登記所</p> <p>合名會社解散 一、商號 合名會社石川酒造工場 一、本店 首里市塞川町貳丁目八拾番地の壹 一、總社員の同意に因り壹九五貳年七月拾五日解散 右壹九五貳年七月拾五日登記 首里登記所</p>		<p>發行所</p> <p>行政主席官房文書課</p>
---	---	--	-----------------------------

〔向春印刷〕

146